

平成 28 年度 社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会事業計画 ～ 岡垣町民でつくる福祉のまちをめざして ～

☆ 基本方針

今日、急激な少子高齢化の進展や社会経済の変化の中で、核家族化や住民相互の社会的つながりの希薄化により、人々の生活の基盤である地域社会の環境が大きく変容しています。2015 年は、団塊の世代が前期高齢者になる時期に当たり、ひとりの暮らし高齢者や認知症高齢者の増加にともなう地域の福祉課題や生活課題は多種多様化し、法律や制度に基づき公的なサービスだけでは対応が困難な場合も多く、地域における見守り活動や、支えあい体制の構築、そして隣近所や自治区等の「絆」の再構築が喫緊の課題になっていきます。

こうした社会情勢の中で、国はたとえ高齢になっても、障がいがあっても、できる限りの住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムなどの基盤を整備し、地域での自立支援や「施設・病院完結型」から「地域完結型」への移行が進められています。

地域包括ケアシステムの中の5つの構成要素の内、生活支援については、自宅や地域で最期を迎えるための住民の意識改革も重要になります。そのため、社会福祉協議会では、平成 25 年度に第3次地域福祉活動計画の基本理念である「岡垣町民でつくる福祉のまちをめざして」の将来像を具現化し、補足・補完するため「岡垣町民でつくる福祉のまちづくり計画」により事業を実施しています。また、今年度が「地域福祉活動計画及び岡垣町民でつくる福祉のまちづくり計画の最終年度となるため、平成 28・29 年度の2年間で岡垣町の地域福祉計画と一緒に地域福祉活動計画を策定します。

社会福祉協議会は、一人ひとりの尊厳が重んじられ、その意思がより尊重される地域づくりに貢献し、これまでの見守り活動にご近所助け合い体制による日常生活支援の取り組みや死後事務委任契約による個別支援サービス等、時代の要請に対応した事業展開を図り、住民や行政、関係機関・団体、ボランティア等と相互の連携により地域福祉を推進します。

☆ 基本理念

岡垣町民でつくる福祉のまちをめざして

社会福祉協議会が取り組むべき事業を明確にし、各種団体や地域住民が行う活動への支援や協力体制を強化することにより、地域住民が主体性をもち、自らが地域福祉の担い手として参加できる地域づくりによって、「岡垣町民がつくる福祉のまちをめざして」の実現に努めます。

☆ 基本目標

1. ひとづくり ～ふれあい、思いやりの意識を育む～
2. 地域づくり ～見守りあいや支えあいの関係を築く～
3. 環境づくり ～福祉サービスを活かし、地域で自立して暮らす～
4. 支援体制づくり ～協働と連携で地域を支える～

☆ 地域福祉を進めるための取り組み

1. ひとつづくり ～ふれあい、思いやりの意識を育む～

地域福祉を身近で活発なものにしていくために、より多くの住民が主体的に活動に参加することが大切です。住民による自主的な活動が、それぞれの地域の実情に合った活動へと結びつくよう、子どもから高齢者まで、一人でも多くの住民が地域福祉に関心を持てるような取り組みや情報の発信に努めます。

また、「自らが地域づくりの担い手である」という意識を持ち、地域づくりの核となる人材の育成に努めます。

(1) 福祉教育の充実

● 基本的な考え方

私たちが暮らす地域には、子ども、大人、高齢者、障がい者等、様々な人が共に生活しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日頃からお互いに見守りあい支えあうことが大切です。そのためには、まずは同じ地域に暮らす人に関心をもち、お互いの存在を「知りあう」ことが必要です。

子どもから高齢者まで、一人でも多くの住民が自分の暮らす地域に関心をもち、お互いの存在を認めあい、ふれあいや思いやりの意識を育むことで、具体的な地域福祉活動への参加を促進することを目的として、福祉教育の充実を図ります。

①福祉体験講座

他人への思いやりや、やさしい心を育むことを目的として、学校、自治区等との連携を図りながら、学校やふれあいサロン等で福祉体験(車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、介護教室、認知症の方への支援等)での生活に関連する新たなプログラムを検討します。

②認知症サポーター養成講座

認知症になっても、地域でその人の尊厳を損なうことなく安心して暮らせるように、認知症を正しく理解し、地域でサポートができる人材づくりの講座を、行政との協働により自治区や事業所等で開催します。

③認知症ケア地域推進事業

岡垣町においても認知症高齢者の徘徊等が発生しており、認知症徘徊模倣訓練等、自治区の圏域を超えた実践的な取り組みをお互いさまのネットワーク活動の見守り協力機関と連携し検討します。

(2) 地域人材の育成

● 基本的な考え方

地域における福祉に関する問題は、現在の法律や制度で定められた福祉サービスに対する「福祉課題」や、高齢者の買い物をはじめ、日常生活上起こり得る「生活課題」等、実に多様化しており、その課題の解決は、すべてが当事者や行政、専門機関だけで解決できるわけではありません。特に、既存の制度やサービスでは対応が困難な問題については、住民自身が、当事者個人の問題ではなく地域の問題として捉えることが大切です。そのため、一人でも多くの住民が自分の暮らす地域に関心をもち、地域での福祉活動に取り組みきかけづくりとなる講座や研修会を実施し、自らが地域づくりの担い手であるという意識をもって主体的に行動する人材を育成します。

①地域人材育成講座

住民同士が支えあい、見守りあう地域の核となり、自らが地域づくりの担い手であるという意識を持って主体的に行動する人材の育成に努めます。

「いこいの里福祉大学院」を実施し、実践的な講座を受講しながら、地域福祉の推進において核となる人材を育成するとともに、講座の内容や受講生が地域で活躍する環境づくりを検討します。

(3) ボランティア活動の推進

●基本的な考え方

ボランティア活動は、地域福祉を推進するうえで欠かすことはできません。現在、それぞれの団体が目的をもって地域に根差した活動を行っていますが、連携することで地域における様々な生活課題等の解決に向けた取り組みが望めます。地域の生活課題等に即した新たなボランティア活動の検討とともに、一人でも多くの住民がボランティア活動に参加できるように、若い世代がボランティア活動に関心をもつきっかけづくりや、団塊の世代がこれまで培ってきた知識や経験を活かして活躍できる環境づくりに努めます。

また、地域に潜在しているボランティアの需要と供給を掘り起こし、コーディネートする機能の充実を図り、さらなるボランティア活動の活性化に努めます。

①福祉ボランティアの拠点機能の充実

岡垣町ボランティア連絡協議会の強化・充実を図るため、ボランティアポイント制度等ボランティアの取り組みやすいシステムづくりや、ボランティアがやりがいと生きがいを感じられる取り組みを検討します。

②ボランティアへの支援

ボランティア団体間の交流や意見交換を行い、連携を深めるために設置された「ボランティア連絡協議会」と連携し、福祉ボランティアの活動を支援します。

また、岡垣町ボランティア育成・支援事業補助金（町受託）を交付するとともに、広報紙「社協だより」の一部紙面を活用して「ボラ協だより」を発行し、ボランティア活動の普及・啓発を図ります。

③ボランティアの養成

福祉ボランティアの高齢化が進み、次代を担うボランティアとして、団塊の世代や若い世代のボランティアの養成に努めるとともに、現行の取り組みを活性化し、新たなボランティアの創設等、地域の生活に密着した取り組みを検討します。

④ボランティアリーダーの養成・支援

地域福祉の推進においてボランティアの必要性が高まっており、会員の意思の疎通を図り中心となって活動するリーダーの養成とともに、リーダーのみに負担が集中しないよう、側面的な支援に努めます。

2. 地域づくり ～見守りあいや支えあいの関係を築く～

地域福祉を進めていくために、身近な地域において、日頃から見守りあいや支えあい等、住民同士の「絆」を築くことが大切です。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、住民の福祉活動への主体的な参加を促進します。

(1) セーフティネットの推進・支援

●基本的な考え方

セーフティネットとは、「安全網」と訳され、地域住民やボランティア、社会福祉協議会、行政、関係機関・団体等が「網の目」のように相互に連携しあい、支援が必要

になった人を見逃すことなく、適切な支援ができるようにする仕組みです。

①町内全域へお互いさま命のネットワーク活動の推進

高齢者や障がい者、児童など誰もが岡垣町自治区の中で安心して生活できるよう、住民同士が力をあわせながら、ふれあい、見守り、支えあい、励ましあう活動「お互いさま命のネットワーク活動」を各自治区へ推進します。

②お互いさま命のネットワーク活動への支援

各自治区において安定、継続した活動ができるよう、活動助成金を交付するとともに、地域に向き、お互いさま命のネットワーク活動に関する説明会や見守りマップ等の作成支援、福祉体験講座等を実施します。

また、関係・機関団体、事業所等と連携することにより、重層的な高齢者等の見守りのネットワーク活動に取り組みとともに、「お互いさま命のネットワーク活動シンポジウム」(発表会)を年1回開催し、ネットワークの効率的運営や事業の改善点を議論していただきます。

③お互いさま命のネットワーク委員会の設置

お互いさま命のネットワーク活動に関する福祉課題・生活課題の調査・研究、関係機関や自治区相互の情報交換、交流、研修等を行うとともに、社会資源等を活用し、自治区における福祉活動を促進することを目的に、関係機関・団体、事業所代表者で組織する委員会の設置により活動を支援します。

④災害時の活動支援

社会福祉協議会では、災害時要援護者避難支援プラン全体計画に基づき、要援護者一人ひとりの具体的な支援内容を定める「個別計画」策定に向けた取り組みを支援します。

⑤孤独死・孤立死を出さない見守り活動の支援

自治区長会・民生委員児童委員協議会主催で孤独死・孤立死を出さない見守り体制の構築に向けて取り組んでおり、その住民主体の福祉活動を行政（地域づくり課・福祉課）・社協が事務局となり活動を支援します。

⑥ご近所助け合いモデル事業（生活支援コーデイネーターの設置）

地域で活動するお世話焼きさん等の人材を探し、これまでの全自治区的な見守り体制を後方支援する「ご近所助け合い体制」の構築をめざして、地域コミュニティモデル事業を新設し、モデル地区の取り組みを支援します。また、地域のコミュニティを支援するため、生活支援コーデイネーター（社協職員、行政職員）を配置します。

(2) ふれあい交流活動の促進

●基本的な考え方

私たちが暮らす地域には、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育てをしていく人等、様々な人が共に生活していますが、少子高齢化の急速な進行など社会が変化していく中で、孤立しがちな世帯が増加しており、地域における近隣関係が希薄化している現状が見られます。特に、ひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれ、地域での声かけや見守り活動とともに、閉じこもりや孤立することがないように、地域での交流の場が不可欠です。高齢になっても障がいがあっても、誰もが尊厳を保ち、自立した生活を送ることができるよう、住民同士のふれあい交流を促進します。

①ふれあいサロン活動の促進・支援

民生委員・児童委員等の関係者と連携し、全自治区へふれあいサロン活動を推進するとともに、ふれあいサロン助成金を交付、他地区との交流・情報交換の場としての研修会や交流会活動を支援します。

また、ふれあいサロン活動と介護予防事業との連携を検討し、高齢者等の健康づく

りの拠点として内容の充実と取り組みの活性化を図ります。

②子育て支援の推進

関係機関・団体との連携により、お互いさま命のネットワーク活動における幼児等の見守りの取り組みや子育てサロンを推進します。

③関係団体との連携によるふれあい交流事業

○ひとり暮らし高齢者のつどい

地域で孤立しがちなひとり暮らし高齢者の社会参加とふれあい交流を目的として、町内の75歳以上のひとり暮らしの人を対象に民生委員・児童委員等の協力を得て開催します。

○在宅介護者のつどい

在宅で介護をしている人の心身のリフレッシュや情報交換、ふれあい交流を目的に、在宅介護者の会と連携し開催します。

○障がい者ふれあい交流事業（納涼夏まつり、クリスマス交流会）

町内在住の障がい者の社会参加と福祉ボランティアとのふれあい交流を目的に、実行委員会形式で開催します。

○おもちや図書館

障がいのある子どもたちが自由に楽しく遊び、豊かな情操を育むとともに、同じ悩みを持つ家族が本音で語りあえる場となることを目的として、おもちや図書館をボランティアと協力して運営します。

○男性料理教室

高齢者の健康維持の増進と参加者同士のふれあい交流を目的として開催します。

3. 環境づくり ～サービスを活かし、地域で自立して暮らす～

地域において自立した生活を送るために、公的なサービスはもろろのこと、法律上は制度化されていない制度外サービスの活用や、住民同士の支えあいが不可欠です。介護保険法や障害者総合支援法において提供するサービスの質の向上や利用援助の充実を図るとともに、現行の制度内サービスに関する福祉課題の提唱および制度外の在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、社会福祉協議会の事業やサービス、地域での取り組みについて、わかりやすい情報提供に努めるとともに、様々な生活課題に関する不安や悩みを受け入れ、適切なサービスへとつなぐ「総合福祉相談窓口」をめざします。

（1）総合的な福祉相談支援体制の整備

●基本的な考え方

個人の生活全体を支援するためには、社会福祉のみならず、保健・医療・労働、住宅、教育等の他領域との連携を図ることが必要です。社会福祉協議会は、現在の法律や制度で定められた福祉サービスに対する福祉課題や、高齢者の買い物など日常生活上起こり得る生活課題について、地域における困りごとの相談を受け入れ、総合的にコーディネートする体制の構築に取り組みます。そのためには、まずは職員自身が資質の向上に努め、社会福祉協議会の事業やサービス、地域での取り組みについて、わかりやすい情報提供に努めるとともに、適切なサービスへとつなぐ「総合福祉相談窓口」をめざします。

①心配ごと相談・法律相談の充実

心配ごと相談を行政や関係機関・団体等との連携を図り、相談窓口の機能を高めるとともに、岡垣町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて個人情報の保護に努め

ます。

②相談員研修

心配ごと相談員として必要な知識や、姿勢に関する研修を実施します。

③総合福祉相談窓口の設置

地域における困りごとの相談を受け入れ、総合的にコーディネートする体制を構築するため、国や県、法令や制度を網羅したマニュアル（総合福祉相談窓口のつなぎ）を自治区長、民生委員・児童委員へ配布しており、情報の共有と、自治区長、民生委員・児童委員、そして職員が対応できる相談体制づくりを図ります。また、地域へのアウトリーチや、住民がより相談しやすくするため電話による相談を実施するとともに、地域や社会資源と連携し課題解決の体制づくりに努めます。

（２）在宅福祉サービス事業の充実

●基本的な考え方

地域において自立した生活を送るためには、公的なサービスはもちろんのこと、法律上は制度化されていないサービスの活用や、住民同士の支えあい也不可欠です。介護保険法や障害者総合支援法において提供するサービスの質の向上や利用援助の充実に努めるとともに、現行の制度内サービスに関する福祉課題の提唱および制度外の在宅福祉サービスの充実を図ります。

①居宅介護等事業

■居宅介護支援事業

高齢者等が介護サービスを適切に利用できるようにするため、利用者の依頼のもと、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画を作成することで、要介護状態の悪化を予防し、維持・軽減に努めます。

■訪問介護・介護予防訪問介護事業

訪問介護および介護予防訪問介護事業では、介護福祉士又は訪問介護員（ホームヘルパー）の資格を持った専門職を派遣し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる支援を行います。

■福岡県介護保険広域連合訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

要支援状態等の利用者に訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除や生活必需品の買物、食事の準備や調理・片付け等の支援を行います。

②障がい者の自立に関する取り組み

居宅介護・重度訪問介護事業では、障がいのある人等がその有する能力に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう訪問介護員（ホームヘルパー）が入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。また、同行支援事業では、視覚障がい者に外出支援をします。

③短期訪問介護事業

町内に住む高齢者や障がい者に、介護保険の対象サービス及び、介護保険の対象とならない日常的ではない介護や家事等の支援を行います。介護保険を補完する事業として、周知・啓発を図ります。

④送迎サービス事業

障がい者および高齢者に対して社会参加活動を支援するため、ボランティアの協力により車いす対応車両等を使用した送迎サービスを実施します。

⑤入浴サービス事業

福祉施設の協力のもと、在宅で入浴が困難な寝たきり高齢者等を対象に、入浴サービスを実施します。

⑥福祉機器貸与事業

日常生活の利便性を図り、在宅で安心して暮らすことができるように支援することを目的として、在宅の高齢者や障がい者、疾病等で一時的に福祉機器が必要となった人等に対して、福祉機器を貸与します。

⑦福祉車両貸与事業

高齢や障がい等のため車いすを使用しなければ外出ができない人等の福祉の増進を図るため、社会福祉協議会が所有する福祉車両（車いす対応）の貸与事業を実施します。

⑧コミュニティ車両貸与事業

ボランティア活動や地域コミュニティ活動を支援するため、軽トラックの貸与事業を実施します。

⑨配食サービス事業（町受託事業）

買い物や調理が困難な高齢者等を対象に、食の確保と健康管理、安否確認を目的として、週5回（火曜日～土曜日）の夕食を配食します。

また、行政と協議の上、利用者の増加に対応する民間委託も視野に入れた取り組みを検討します。

⑩地域介護予防活動支援事業（町受託事業）

地域におけるネットワークの構築や、介護予防の知識や方法を地域に普及する人材の育成事業と介護予防に資する地域組織（サロンや老人クラブ等）の支援等を実施します。

⑪通所型介護予防事業（町受託事業）

介護保険の地域支援事業として、一般介護予防事業特に運動器機能や口腔機能の向上において支援を要する者および認知症予防や支援を要する者を対象とし、自立した生活を営むための事業を実施します。

⑫手話通訳者派遣事業（町受託事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいがある人を対象とし、意思疎通の仲介や外出時の支援を目的として、手話通訳者等の派遣を実施します。

⑬日常生活自立支援事業（直方市社協事業）

認知症や障がい等によって判断能力が不十分なため日常生活に困っている人に対して、生活支援員が福祉サービスの利用や金銭管理等に関する支援を実施します。

⑭生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得者や高齢者、障がい者に対して必要な資金を貸し付け、経済的な自立や社会参加の促進を図ることを目的として実施するとともに、社協だよりや社会福祉協議会ホームページに掲載し、関係機関・団体等へ制度の周知に努めます。

⑮法人成年後見事業の取り組みの検討

国の高齢者人口のピークを迎える2025（平成37）年には、認知症高齢者数が約700万人とすることが予測され、今後認知症高齢者や親族等による成年後見等が困難な方の増加が見込まれています。岡垣町においても同様になることが予測されます。法人成年後見事業は、町長申立ての方や低所得者等、他に適切な後見人が得られない方の権利擁護に重点を置いて実施するものです。

日常生活自立支援事業の支援で関わりのある社協が引き続き成年後見人等になることで、判断能力が不十分な方から著しく不十分になった方まで、安心と信頼に基づく支援を実施できるよう、町と連携し検討します。

⑯ずっと安心ボランティア事業

高齢者や障がい者などが安心して生活できるよう、社会福祉協議会が事前に預託金を預かり、葬儀・家財処分などのサービスや定期的な見守りサービス・かぎ預りサー

ビス・入退院時等の支援を実施します。

ずっと安心プラン事業は、相続・遺言など死後事務に関する法務・税務の専門的知識や様々な家庭環境下にある相談者との相談対応（援助技術）をともなう事業であるため、専門的知識を有する相談員を設置します。

⑩あんしんの灯台（あかり）事業の取り組みの検討

在宅で生活する高齢者や障がい者、子ども等の日常生活の安心を確保し、特に夜間の不安を解消するために、町内の医療機関・福祉施設等 24 時間体制の機関と連携し、24 時間 365 日、5 分以内に自宅への訪問や連絡が取れる地域型サービスについて、町と連携し検討します。

⑪介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者と二次予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援に資するサービスを総合的かつ一体的に行うため、平成 29 年 4 月までに全ての市町村で開始することとなっています。

また、岡垣町では平成 28 年 10 月から、岡垣町福祉ボランティアポイント制度の導入を計画しています。導入に伴い、新規ボランティアを養成し、介護予防・日常生活総合事業の円滑な運営や住民にとって取り組みやすいシステムづくりを実現するため、町と連携し進めます。

(3) 広報・啓発活動の充実

●基本的な考え方

社会福祉協議会は、福祉に関する様々な事業やサービスを展開するとともに、住民が主体となったボランティア活動や地域福祉活動を支援しています。それらの情報を、住民に伝える手段として、広報紙「社協だより」や社会福祉協議会ホームページがあります。社会福祉協議会の認知度を高めるとともに、ボランティア活動や地域福祉活動への理解と協力を呼びかけ、住民が必要な情報を必要な時に得られるよう、細やかな情報提供に努めます。

おかがき社協だより編集方針

地域福祉に関する住民のニーズが絶えず変化する中で、多面的・多角的な紙面を構成するために、斬新さと徹底した分析が使命であることから、以下の項目を重点とした編集方針とします。

1. 情報の周知と説明責任を果たす広報
2. 住民が参画できる広報
3. 岡垣町民でつくる福祉のまちをめざした広報

①広報広聴委員会の設置

広報広聴委員会の意見聴取を行うことで、社協だよりの紙面の充実に図ります。

②社協だよりの充実

社会福祉協議会の広報紙社協だよりを町内全戸に配布し、社会福祉協議会の事業や地域の特集記事や連載記事等を掲載することにより、事業の普及・啓発に努めます。

③社会福祉協議会ホームページの充実

社会福祉協議会の活動内容やいこいの里入浴施設の P R 等、掲載内容の充実に図るとともに常に新しい情報を公開するように努めます。

4. 支援体制づくり ～協働と連携で地域を支える～

共に生きる地域づくりのために、地域福祉の理念や情報を共有しながら役割を分担しつつ、それぞれが協働・連携して積極的に地域福祉活動を行うことが大切です。社

会福祉協議会や行政、関係機関・団体、そして住民が、多様化する地域の生活課題等に対応するために、相互に補充し合う支援体制をめざします。

(1) 行政、関係機関・団体との連携

●基本的な考え方

共に生きる地域づくりのためには、地域福祉の理念や情報を共有しながら役割を分担しつつ、それぞれが協働・連携して積極的に地域福祉活動を行うことが大切です。多様化する地域の生活課題等に対応するために、行政や関係機関・団体と社会福祉協議会が協働・連携し、相互に補充し合う支援体制をめざします。

①関係団体との連携強化

福祉団体等との連携を図り、地域福祉を推進するため、団体の自主的な活動への支援や助成金を交付、会員増員の支援に取り組みます。

②社会福祉協議会・行政との定期連絡会の充実

行政と社会福祉協議会は地域福祉を推進する上でのパートナーであり、定期的な連絡会を開催し、情報共有および連絡調整に努めます。

③岡垣町民生委員児童委員協議会との連携強化

社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会とは、地域福祉を展開していく上で協力が不可欠であり、連携の強化に努めます。

④地域包括支援センターとの連携

岡垣町地域包括支援センターと連携を図り、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が孤立することなく、いつまでも地域で安心して生活できるよう支援します。

(2) 信頼される社会福祉協議会づくり

●基本的な考え方

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられ、行政とは異なる民間組織として、独自の存在意義と役割を明確にするとともに、地域福祉推進の中核的な役割を担うことが求められています。そのためには、職員一人ひとりが資質および専門性の向上に努め、法令遵守の徹底と説明責任を果たし、住民から信頼される職員となるよう努めます。また、社会福祉協議会は地域の様々な団体から住民の代表として理事・監事・評議員が選出され、共に地域福祉を推進していることから、役員体制の強化に努め、法人全体として信頼される社会福祉協議会づくりをめざします。

①活動財源の確保

社会福祉協議会の活動財源である寄附金、共同募金配分金及び自動販売機手数料等、自主財源確保に努めます。

また、社会福祉法人に対する寄附金・共同募金の税制優遇措置についての啓発により、寄附金等の財源確保を図ります。

②共同募金運動の推進

共同募金運動を住民相互の助け合いを基調とする住民にとってわかりやすく参加しやすい運動として、募金に関する情報の公開を行いながら、共同募金運動を推進します。

③社会福祉協議会役員体制の強化

社会福祉協議会が地域福祉を推進するうえでの法人としての組織および経営等の運営を含めた基盤強化を図ります。

④社会福祉協議会事務局体制の強化

職員の資質と能力の向上を図るため、必要な知識や経験を養うための研修会への参加や自主的な勉強会を継続します。

また、職員一人ひとりが専門性を高めるため、業務に必要な福祉の資格取得を支援します。

⑤地域福祉懇談会の開催

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、社会福祉協議会が自治区に出向き、住民の地域福祉に対する要望や意見等を直接聞くことで実情を把握するとともに、福祉課題や生活課題を整理し、問題解決に向けた事業の展開を図ります。

⑥指定管理者としての受託事業の取り組み（指定管理期間：H28～H32）

いこいの里は、住民の福祉と健康の増進およびいこい交流の場を提供する目的で、平成9年に総合的な保健福祉施設として設置され、総合的な保健福祉の拠点としての役割を果たしています。今後、保健と福祉の推進を図るとともに、入浴施設の利用者増員の事業に取り組みます。

岡垣町社会福祉協議会では、「障害」の「害」の字は「害悪」「公害」といった否定的なイメージが強いことや「障がしい」は「個性」であるという考え方から「障がしい」という用語を使用しています。

ただし、固有名詞や法律等の用語は除きます。